

保健師ネットワーク会議（旧長崎県内保健師職能団体等連絡会）開催要領

1. 目的

保健師の活動は、活動領域の拡大と分散配置化等により活動分野は多岐にわたり、それぞれの分野や所属毎に自己研鑽や連携を目的にした任意の団体・グループ等が組織されている。

長崎県看護協会保健師職能委員会は、さまざまな分野の保健師との情報交換、連携がとれるように努め活動をして来ましたが、協会加入率の低迷等により十分に機能が果たせない状況にある。

そこで、本協会職能委員会と各団体・グループ等との協議の場を設け、長崎県の保健師機能としての課題や解決に向けての取り組みを共有し、保健師のネットワークの再構築、強化を図る。

2. 実施主体と事務局

実施主体：長崎県看護協会

事務局：長崎県看護協会保健師職能委員会

3. 連絡会メンバー

市町村保健師会

県保健師会

県保健師長会

健保連保健師看護師等連絡協議会

教育機関保健師代表（県内3大学）

長崎県看護協会保健師職能委員会

地域包括・在宅介護支援センター協議会

長崎市統括保健師

佐世保市統括保健師

* 今後把握、組織された団体、グループを随時追加

4. 協議内容

保健師活動の現状と課題、解決に向けた取り組みに関すること
具体的には（当面）

- ① 職能委員会が目指す保健師ネットワークについて
- ② 各団体、グループ等の現状と活動の方向
- ③ 「保健師活動指針」の活用について
- ④ 保健師の現任教育体制整備について
- ⑤ その他保健師活動に関する情報交換等

5. 開催頻度等

年1～2回とし、定例化する

6. 附則

この要領は、平成25年7月13日から施行する。

平成27年4月1日 会議名称を「保健師ネットワーク会議」へ変更
令和元年7月1日 連絡会メンバーに「地域包括・在宅介護支援センター協議会」の追加

令和6年6月1日 連絡会メンバーに「長崎市統括保健師」「佐世保市統括保健師」の追加